

指令水第 795 号

島根県松江市御手船場町 575 番地
漁業協同組合 J F しまね
代表理事会長 岸 宏 様

令和 3 年 9 月 30 日付け指令水第 599 号による役員改選命令の履行状況について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和 3 年 12 月 21 日

島根県知事 丸 山 達 也

記

1 報告を求める事項

令和 3 年 9 月 30 日付け指令水第 599 号による役員改選命令では、令和 3 年 12 月 31 日までに役員を改選するよう命じており、貴組合では、令和 3 年 11 月 24 日及び 12 月 11 日に役員推薦会議を招集したが、一部の推薦委員の出席拒否により不成立となっている。

役員改選の手続を進めるためには、単に会議を招集するだけでなく、出席を拒否している推薦委員が出席できるよう環境整備を行うことが重要である。

出席を拒否している推薦委員からは、会長含め現役員が推薦会議及び臨時総代会の議事進行に関与しないことや書面投票の封筒を立会人の立会いのもと開封すること等、適切な役員改選手続が行われることを条件に出席する意向が令和 3 年 12 月 13 日に示されたところであるが、以下について貴組合の見解を報告すること。

- ① 履行期限（令和 3 年 12 月 31 日）までに履行できる見込みがあるか。
- ② ①の見込みが無いのであれば、履行できない原因について貴組合ではどのように考えているか。また、いつまでに履行する予定か。

2 報告の期限

令和 3 年 12 月 27 日（月）

3 報告の方法

書面（様式任意）